

平成28年度第3回京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

次第

日時：平成29年3月3日（金）
午後3時～午後5時
場所：京都市聴覚言語障害センター研修室

1 開会

2 座長挨拶

3 テーマ等

- 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」推進方針（案）について

4 閉会

資料

資料1 手話に関する施策の推進方針（案）について

手話に関する施策の推進方針（案）

平成29年3月
京都市

| | | |
|----|-------------------------------|----|
| I | 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例について | 1 |
| II | 施策の推進方針について | 2 |
| 参考 | 京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例 | 7 |
| | 京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿 | 11 |

[用語説明]

当事者：ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者等聴覚に障害のある方で、手話を必要とする方。

ろう者：耳が聴こえない方で、手話を第一言語とする方。

中途失聴者：病気などにより、人生の途中で耳が聴こえなくなった方。

難聴者：聴こえにくいが、聴力が残っている方。

* 個人によって聴こえの程度は様々。また、「当事者」のうちすべての方が必ずしも手話を獲得または習得しているわけではない。

手話の「獲得」：手話を第一言語として最初に身につけること。

手話の「習得」：第一言語として別の言語を身につけたうえで、手話を言語として身につけること。

I 「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」について

1 条例の概要

平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」（以下「条例」という。）が市会議員全員により提案され、全会一致で可決のうえ制定、4月1日から施行されました。

本条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的として、制定したものです。

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを条例の基本理念とします。
- (2) 本市、市民、事業者が条例の基本理念を共有し、共に取り組むため、「本市の責務」、「市民の役割」、「事業者の役割」について定めます。
- (3) 本市、市民、事業者がもてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、「観光旅行者その他の滞在者への対応」について定めます。
- (4) 手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「推進方針」について定めます。
- (5) 手話に関する施策等に、手話を必要とする方やその関係者等の意見が反映されるよう、当事者の方の意見を聞くため、「推進方針等についての協議の場」について定めます。
- (6) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供等手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進するため、「学校における理解の促進等」について定めます。

また、平成26年5月、京都市会において手話言語法の制定を求める意見書が可決され、国に提出されています。本条例には、京都市が取組を進めることによって、国における手話言語法制定の機運を醸成する意味も込めています。

II 施策の推進方針について

1 推進方針の概要

条例第7条第1項に基づき、手話が言語であることの理解促進のため、また、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人が、手話によるコミュニケーションを円滑に図ることができるようするため、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、条例第7条第2項に掲げる次の事項について、施策の推進方針（取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的な内容）を定めます。

この推進方針は、条例第8条により、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聞く場として設置した、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」における議論を基に策定しました。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。

2 推進方針の取組期間

この推進方針の取組期間は、平成29年4月から平成32年3月までの3年間とします。

平成32年度以降の取組方針等については、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」において、改めて議論します。

3 取組の方向性及び新規実施・充実等に取り組む施策と具体的な内容

(1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

ア 取組の方向性

当事者と関わりながら手話の意義や役割への理解を深めるとともに、手話に気軽に触れ体験できる機会を、市民に対し様々な形で提供する。そのうえで、手話に関心を持った市民に対しては、手話を本格的に学習する機会の提供や、サークル等を紹介する。

また、次世代を担う児童生徒に対しては、学校教育の場において、手話への理解を進めることが重要であるため、当事者との手話の体験・交流学習や市立学校教職員を対象とした手話研修等を実施する。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的な内容

① 当事者との関わりを通じた手話に触れる機会の提供

- ・ 区民ふれあいまつり等のイベントにおいて、当事者から手話を学び、体験できるブースを出展する。【充実】

② ホームページ、リーフレット、マスメディア等を活用した手話に対する理解の促進

- ・ 市ホームページ内に、手話に関するページを新設し、手話講座動画の掲載や、聴覚障害の特性、手話通訳者の仕事内容、手話サークルの紹介、手話検定のPR等の手話に関する情報を提供する。【新規】
- ・ 手話の意義や聴覚障害の特性を説明するとともに、手話を学ぶ方法（手話講座や自主的サークル等）を紹介したリーフレットを作成する。【充実】
- ・ 初めて手話を学ぶ方向けの手話学習番組を作成し、マスメディアで放映する。【新規】

③ 市民等が手話を学習する機会の提供

- ・ すべての市職員が、手話に関心を持つ機会を拡充するとともに、聴覚障害を正しく理解し、あいさつ等、窓口対応などで活用できる手話を学ぶための研修を充実する。【充実】
- ・ 手話に触れたことのない方向けの手話体験の講座を開催する。【継続】
- ・ 初めて本格的に手話を学習する方向けの手話講座の定員を拡充する。【充実】

④ 児童生徒に向けた学校教育の場での理解促進

- ・ 聾学校と市立学校の児童生徒の交流学習を実施する。【継続】
- ・ 学校において、当事者との手話の体験・交流学習（ほほえみ交流活動支援事業※）や手話学習への講師派遣事業を実施する。【継続】
※ 障害や障害のある人に対する理解促進を図る福祉教育・啓発事業（手話や車いす体験など）を、障害者団体と学校が協働で実施する市の事業
- ・ 児童・生徒向けの手話について学ぶリーフレットを作成し、市立学校に配布する。【新規】
- ・ 学校教育の場で、手話学習の教材として教職員が活用できるビデオ教材を作成する。【新規】
- ・ 市立学校教職員を対象とした研修に手話に関する内容を取り入れる。【継続】
- ・ 総合教材ポータルサイト※において、手話研修の映像を掲載するとともに、手話辞典や手話動画サイトを紹介する。【継続】
※ 教材や学習指導案等、授業で活用できる資料や研修・授業映像等、校内での研修や教職員の自己研鑽に活用できる映像や情報等を集約した市立学校園教職員専用サイト。

- ・ カリキュラム開発支援センター※に手話関連資料を配架するとともに貸出を行う。【継続】

※ 教員の研究・研修施設である総合教育センター内に開設する市立学校教職員の自主的・自発的な研修を支援するための施設。教育資料や書籍の貸出等を行い、学校での授業づくりをサポートする。

(2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

ア 取組の方向性

手話を必要とする人が、可能な限り手話により情報を取得することができるよう、ソフト・ハード両面における環境の整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的な内容

① 手話による情報取得に関する支援の促進

- ・ 当事者の必要に応じて、利用料無料で手話通訳者を派遣する。【継続】
- ・ 情報提供施設※（京都市聴覚言語障害センター）において、手話通訳等の派遣コーディネイト、手話の入った視覚資料の貸出を行う。【継続】

※ 手話の入ったビデオの貸し出し等、聴覚に障害のある方に向けた情報提供を行う施設

② 市や市会における手話での情報取得機会の拡大

- ・ 区役所や地域リハビリテーション推進センター等、当事者が利用する機会の多い窓口に、手話通訳嘱託員を配置する。【継続】
- ・ 区役所等に配置している手話通訳嘱託員の不在時の当事者への対応方法について検討する。【新規】
- ・ 市ホームページに掲載している行政情報について、手話による情報発信を促進する。【新規】
- ・ 市主催イベントにおけるステージ等への手話通訳の配置を促進する。【充実】
- ・ インターネット議会中継に手話通訳を導入する。【新規】

③ 事業者等における手話での情報取得機会の拡大

- ・ 観光案内所をはじめとする観光事業者や「京都観光おもてなしコンシェルジュ※」への手話研修を実施する。【継続】
- ※ 国際観光都市・京都として質の高い「おもてなし」で観光客の皆様をお迎えいただくために京都市から任命された方。
- ・ あいさつや観光客をおもてなしするための簡単な会話等の手話を記載した手話イラスト集を作成し、観光事業者等に配布する。【新規】
 - ・ 観光以外の事業者を対象とした手話研修を実施するとともに、事業者が自主的に手話の学習を希望する場合の講師紹介の仕組の整備に向けた検討を進

める。【新規】

- ・ 公共交通機関、消防、病院等の生活基盤に関わる機関における、手話通訳の配置を促進するため、情報提供を行う。【新規】
- ・ テレビやホームページ等における手話による情報提供を促進するため、関係機関への働きかけを行う。【新規】

④ 新たな技術を活用した情報取得手段の導入に向けた検討

- ・ 遠隔手話サービスや電話リレーサービス等、新たな技術を活用した手話による情報取得手段について、情報収集を行いながら、導入について検討する。【新規】

(3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関すること。

ア 取組の方向性

当事者及びその家族等の関係者に対して、手話の意義や、手話の獲得又は習得の手段について、必ずしも十分に啓発や周知ができていない状況を踏まえて、手話への理解を深めるとともに、手話を獲得及び習得しやすくなるよう、またコミュニケーションの手段として手話を選択しやすくなるよう環境の充実を図る。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 当事者（聴覚に障害のある乳幼児、児童生徒含む）やその家族等への啓発及び情報提供

- ・ 医療機関や福祉施設等の関係機関の協力のもと、手話の意義や、手話の獲得又は習得を希望する場合の相談先等の情報を、市ホームページ、リーフレット等により提供する。【新規】

② 当事者及びその家族等の手話獲得及び習得に関する支援の推進

- ・ 要約筆記を併用しながら手話を学ぶことのできる、中途失聴者、難聴者及びその家族等を対象とした手話講座を実施する。【新規】
- ・ 聴覚言語障害者更生施設※（京都市聴覚言語障害センター）において、当事者の相談、検査、指導及び訓練等を行う。【継続】

※ 聴覚に障害のある方が、医学的診断及び治療、聴力検査、聴能訓練等、指導や訓練を行う施設。

- ・ 学生や市民の手話ボランティア（軽易な内容についての通訳や、手話を学びたい当事者やその家族等への手話の習得支援を行う。）による支援のコーディネイトについて検討する。【新規】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に
関すること。

ア 取組の方向性

当事者の社会参加の拡大に伴う、手話通訳者派遣のニーズの増加を踏まえ、手話通訳者のさらなる確保に向け、養成事業等、「入口」を広げる施策を充実するとともに、活動を継続しやすくするための環境整備を進める。

イ 新規実施・充実等に取り組む施策と具体的内容

① 手話通訳者確保に向けた養成事業の充実

- ・ 手話通訳者に必要な資格取得を目指す方のための養成講座を充実するとともに、講座受講者を増やすために、ホームページ等で周知を進める。【充実】

② 手話通訳者が活動しやすい環境の整備

- ・ 手話通訳者の報酬改善等活動しやすい環境整備に向けた検討を進める。【充実】

4 懇話会での推進方針の進捗状況の点検等

推進方針に定めた具体的取組について、毎年度、京都市手話言語条例推進方針等に
係る懇話会において進捗状況の把握や新たな課題等の点検を行います。

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第71号

京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。明治11年（1878年）に日本初の聴覚・視覚障害児の教育機関である「京都盲唖院」が開設されると、各地からろう児が集まり、この集団の中で、手話は成立した。それ以来、手話は、ろう者をはじめ手話を必要とする人にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、生活を営むために不可欠な意思疎通を図るための手段として用いられ、それゆえ、手話は、ろう者の「いのち」とされるのである。

ところが、海外から「口話法」が伝えられると、我が国でもその普及に力を入れたため、昭和の初め頃から、ろう学校での手話の使用は禁止されることとなった。このように、社会では手話を使うことで誤解され、偏見にさらされるという不幸な歴史があった。

しかし、それでもかかわらず、手話はろう者の間で日常的に使用され続け、大切に守られてきた。

その後、手話に関する研究が進み、言語には音声言語と非音声言語があることが明らかとなるとともに、国連においては、昭和56年（1981年）の国際障害者年をはじめ、障害者に関する取組が進んだ。そして、平成18年（2006年）に国連で採択された障害者権利条約において、「手話は言語」であることが明記されることとなった。

その結果、我が国は、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年（2011年）に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められるとともに、平成25年（2013年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が制定されるに至った。

このように、今後は、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築が求められている。

手話発祥の地とされる京都においては、昭和38年（1963年）に我が国で最も長い歴史を持つ手話サークルが市民により結成され、昭和44年（1969年）には、関係団体により、福祉施設として京都ろうあセンターが開設された。京都市も、自治の伝統、もてなしの心その他の京都固有の文化を生かしながら、昭和47年（1972年）の「障害者のためのモデルまちづくり」宣言や、昭和53年（1978年）の京都市聴覚言語障害センターの開設など、障害者の社会参加への支援に積極的に取り組んできた。

世界で手話が言語であると位置付けられた今、国際観光都市であり、世界文化自由都市宣言を掲げる京都市は、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、手話が、市民や観光旅行者を含む全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目指して、この条例を定める。

（目的）

第1条 この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、本市、市民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって相互に人格と個性を尊重することができる豊かな共生社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が次項の権利を有することを前提とし、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念として行わなければならない。

2 ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

（本市の責務）

第3条 本市は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 本市は、市民及び事業者が、次条から第6条までの規定による役割等を果たすため、

これらの者に対し、必要な情報及び資料の提供その他の支援を行わなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 本市、市民及び事業者は、もてなしの心を持ち、手話を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、必要な施策を実施し、手話への理解のある応対をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市長は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を定めなければならない。ただし、推進方針は、市長が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。

2 推進方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関するここと。
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関するここと。
- (3) 手話の獲得及び習得の支援並びにコミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備に関するここと。
- (4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通の支援の拡充に関するここと。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(推進方針等についての協議の場)

第8条 市長は、推進方針及びこれに基づく施策の実施状況について、ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人及び手話通訳者その他の関係者の意見を聞くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

(学校における理解の促進等)

第9条 本市は、学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話に対する理解を促進しなければならない。

2 本市は、前項の規定による手話に対する理解の促進に当たっては、国、京都府その他の関係機関等と緊密な連携を図るよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第10条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会 名簿（敬称略）

平成29年3月3日現在

| 氏名 | 所属団体等 |
|--------|-------------------------------------|
| 音川 真由美 | 京都手話通訳問題研究会市内班班長 |
| 河崎 佳子 | 神戸大学教授 |
| 北見 貴志 | 京都ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ |
| 木俣 紀子 | 社会福祉法人京都市社会福祉協議会ボランティア支援部部長 |
| 小林 敏子 | 京都市要約筆記サークル「かたつむり」会長 |
| 酒井 弘 | 京都府立聾学校校長 |
| 坂口 博史 | 京都府立医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学教室准教授 |
| 志藤 修史 | 大谷大学教授 |
| 鈴木 菜穂子 | 立命館大学手話サークル「歩む会」代表 |
| 千賀 修 | 京都市PTA連絡協議会会長 |
| 高島 通隆 | 聴言センターファミリー会会長 |
| 中村 隆 | 京都市小学校長会副会長 |
| 中山 昌一 | 京都市聴覚障害者協会会長 |
| 橋本 英憲 | 特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会理事長 |
| 前田 定幸 | 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 京都市聴覚言語障害センター所長 |
| 渡辺 久美 | 京都手話学習会「みみづく」事務局長 |

(五十音順)